

# 社会的世界と事物

桜井 洋

我々が日常生活において出会う主体や物や出来事——それらをここで事物と総称するなら、それらは我々にとって全く自明なものとして妥当している。しかし注意して見れば、我々は「事物そのもの」を見ているのではなく、構成された事物を見ていることに気付く。我々に見える事物の根拠は、それゆえ、むしろ我々の構成作用にあるわけである。従ってその構成作用の規則を求めることによって、何故ある事物はこのようにしか見えないのか、ということを知ると考えられる。本稿ではパースペクティブの三つの類型を用意し、その回路を通して主観的世界に与えられる事物の基本的構造を考察する。

## 1. はじめに

様々な現象（知覚像等）は、意味を付与されることによってある事物の現れとして理解される。このプロセスは、構成 konstitution と言われる。構成作用の回路付けを与えるのが、パースペクティブである。パースペクティブを備え、構成作用の行われる場が、身体である。身体はつねに社会的世界に属し、その局所的な位置を占めている。それに対して主観的世界とは、そうした身体において構成される世界である。

身体が常日頃理解している事物は、主観的世界において与えられるものである。主観的世界はつねにいずれかの身体にとっての世界としてしかあり得ないのだから、事物もまたつねに誰かにとっての事物である他はない。

ところで身体は社会的世界の局所的な存在者なのだから、事物は結局、特定の〈世界-内-存在者〉にとっての事物、という規定を受け取るのである。それゆえ、事物の持つ意味的構造はランダムなものではなく、つねに社会的に与えられることになる。例えば近代社会の住人は、身体をどう見ても個人としか見えないのである。

ここに“事物の社会学”の根拠がある。つまり橋爪〔1978〕の言うように、事物の与えられ方の説明は、一つの社会学的課題なのである。社会学では既に〈社会的資源〉の分類がある。それは確かにある種の分析にとっては有用ではあるが、それで十分とは言えない。例えば通時的・共時的に異なる様々な社会は、同じ“物的資源”を持つ訳ではない。

既に述べたように、事物の与えられ方の根拠をなすのは、構成の回路としてのパースペクティブである。それは身体が社会的世界のどこに位置するかということによって、変異する。しかし本稿ではそうした細かい点には立入れない。そこで最も主要な分類のみを考える。従って本論で述べる事物の構造も、純粋に理念的なものである。

注目すべき区別は、二つある。一つは、事物の具体性に注目するか、それを捨象するか、という点であり、他方は事物の見方を変更しうるか否か、ということである。これによって、パースペクティブの三つの類型を設定する（2節）、そしてそれ以降の節では、各々のパースペクティブにおける事物の与えられ方の特性——その

意味的構造が述べられる。

## 2. パースペクティブの基本構造

先ずはじめに、パースペクティブ — 身体が事物を構成する仕方 — の基本的な類型について考察しよう。既に述べたところからすれば、その基本的な構造は世界と身体の関係によって、与えられる。その関係は、論理的には次の三つであり得る。

第一に、身体が社会的世界に内在するものとみなされるか、それともそれに内在せずそれを超越した位置にあると（彼によって）みなされているか、という軸で考えると、全ての関係はそのいずれかになる。

次に、身体の位置が固定したものとみなされているか否か、という軸で更に分類し得る。すると表1のような三つの類型が得られる。

	世界内在的	世界超越的
固定的	①	②
非固定的	③	—

表 1

但し、身体が世界を超越するものとみなされている場合には、彼の占めうる位置は唯一つしかあり得ない。というのも、世界を超越する位置が複数あり得るとすればそれは各々の位置相互に差異を認めることに他ならないが、それは世界の外に更に世界を設定することである。ところが世界を超越するとはいかなる世界にも内在せず、その位置をもたないことであるから、矛盾する。従って超越的な位置とは唯一つしかなく、それは固定されているということと事実上等しい。

それゆえ社会的世界内在的な位置のみが更に分類しうるものとなる（①，③）。こうして、論理的に可能な三つの類型がありうることになる。次にその各々において与えられる事物の構造を分析しよう。

## 3. 求心的パースペクティブ

先ずはじめに表1における①の場合、すなわち身体が社会的世界に内在し、しかもその位置が固定されている場合をとりあげよう。その場合には主観的に与えられる世界における事物はどのような性質を付与されるであろうか。

第一に身体が社会的世界に内在するとは、つねに具体的な主体として世界を構成することである。ここで具体的とは、あるものが外部地平を伴うものとして構成されることを、意味している。つまり何らかの関係においてあるものとして、その項として、構成されるのである。例えば具体的なこの土地は、周囲の土地、農具、技術、コミュニティ、その伝来などとの関係において、図として浮かびあがるものである。具体的な主体とは、従って、つねにそうした特定の間接関係を地としているような、主体である。

具体的なものとして構成された身体にとっては、世界もまたつねに具体的なものとして与えられる。それゆえ彼にとっての世界における事物はつねに外部地平を地としており、彼はその地平の解明によってその事物のおかれている特定の意味連関（meaning context）を見出すのである。

第二に、位置が固定されているというのは、当然自ら選んだ結果そうなのではない。もしそうだとすると、逆に位置変更も可能となる。それゆえ位置の固定性とは何らかの超越者によってア・プリオリなものとして与えられているこ

とを、意味する。従ってそれはその超越者によってのみ価値付けられ、正当化される。

このような類型を、求心的パースペクティブと呼ぶ。いわゆる前近代社会の大半は、こうしたパースペクティブによって構成される社会である。

既に述べたように、このパースペクティブにおいては事物はつねに具体的なものとして構成されるのであるが、その具体的な意味がどのようなものであるかということは、世界における身体の位置に依存する。それゆえ、主観的世界はつねに特定の位置から見られたものとしてしか与えられない。従って、同一の知覚対象でも様々な意味をもつことになる。例えばある身体は主体Aにとっては父であり、Bにとってはこの友人である、というように、事物は具体的な主体にとってのものとしてしか定義されない。

そしてこのパースペクティブにおいては身体の位置は固定されているのであるから、対象はその位置から見られたものでしかない。ある身体はAにとっては父でしかなく、Bにとっては友人でしかない、というように、事物は特定の意味に固定されて理解される。

前近代社会においても、農民は農民でしかなく、領主や他のものへ構造変更することは原則として不可能である。前近代社会における基本的な法定立の手続きである「法発見」という考え方も、この固定性を示している。それによれば法は先祖代々のア・プリオリであり、自由に定立したり改変したりすることはできない。法の定立・改変はつねに〈既にあったもの〉の「発見」という形でのみ許容されたのである。<sup>(2)</sup>

事物が具体的かつ固定的な意味においてのみrealなものともみなされることということは、通過儀礼に最もよく示される。通過儀礼においては、身体はそれによって全く別の存在になるの

であり、その多くは死と再生の儀礼からなる〔Eliade 1958=1971〕。それは以前の“自己”の死滅と、別の“自己”の生成である。<sup>(3)</sup>

従って、そうした具体的な意味は「人間」「個人」などのような超越的な意味に還元されることもないのである。<sup>(4)</sup>

次に、このパースペクティブの下においても事物にはいくつかの意味が付与される（同時に父であり農民であり村民であるように）が、それらの意味相互を厳密に隔離するメカニズム（後述する超越的実体のようなもの）を欠いているために、それらは互いに重なり合い、干渉し合う。このことは、公私の厳密な区別がないことにつながる。ある意味領域ないし社会空間における事物像に、他の領域における事物像が重ね合わせて了解されてしまうのである。従って集合体もまた、近代社会における法人のように、成員から厳密に区別されたものとはならない。<sup>(5)</sup> また共同体における土地も、それ自体で一つの単位をなすと同時に、共同体の土地全体の一部なのである。<sup>(6)</sup>

既に触れたように、複数の身体は世界における位置の相違のために、異なる主観的世界をつくり出す。領主にとっての世界と、農民にとっての世界は同じではない。それゆえ、こうした主観的世界においては、後述するような客観性・形式性というものは生じない。

更に、主観的世界が具体的なものとして構成されるということは、それが有限なコスモスをなすということである。共同体は境界によってその〈内部〉と〈外部〉を峻別された空間である。<sup>(7)</sup> 共同体における時間は、無限に広がるような均質なものではなく、構造化された時間であり、はじめと終りをもつような、具体的な出来事の系列＝祖型的時間である。<sup>(8)</sup>

それゆえこのような世界においては、〈無

限>という性質が事物に付与されることは困難である。無限性は具体的な出来事を捨象したところに成立するからである。

#### 4. 超越的パースペクティブ

##### 4-1 事物の実体性

次に身体が社会的世界を超越するものとして、そのパースペクティブが回路付けられる場合を検討しよう。これは近代社会に特有の構造である。

既に述べたように、身体はつねに社会的世界の局所性という規定を受けとるのであり、それはつねに世界という系の一つの項なのである。だから実際には彼は世界の特定の位置に“投錨”しており、そこからしか主観的世界を構成することはできない。つまり身体は特定の誰かとして自己を構成しており、また他者からも構成されており、そうしたものとして世界やその事物を構成するのである。<sup>(9)</sup>

それにもかかわらず、このような身体が社会的世界を超越する身体として自己を構成し、主観的世界を構成することができるというのは、どのような仕掛けによるのであろうか。山本信は、量子論以前の古典科学の思考法を次のように説明する〔大森・沢田・山本 1969〕。

図1に示されるように、観測者は実際には彼の具体的な身体Bと、装置Aを介して対象Oを見るのであるが、ここでAとBがお互いの性質を「借し合」う。すなわち「AはOと合成系をなして他の事物から切り離され、Oを一義的に表示するという性質を、Bに与える。逆にBは、Sが自分以外の対象を観測するとき、Sにとって透明であるという性質を、Aに与える。…(略)……こうしてSはOをありのままに知るのであり、AとBとはこの知識がなりたつのに不可欠であるにもかかわらず、知識そのものの中には入ってこない」〔同上、p.187〕。

山本のこの説明は古典的科学に関するものであるが、科学的見方は日常生活における物の見方と全く別なものではなく、むしろその厳密化・体系化なのであるから、この説明を拡張することができる。すなわち、観測者が己れの、実際には不透明な身体で、装置の表示するものを見ているのにすぎないように、世界を見るという場合にも、それは労働者某や、具体的な私や、農民某などのように、具体的な身体Bとして対象を構成するのであり、その構成される対象の方も役人としての他者某とか、先祖伝来のこの土地というように、つねに具体的な意味をもつものなのである。

ところが科学的観察においては、身体と装置

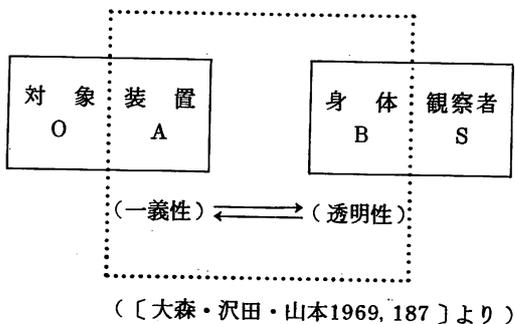


図 1

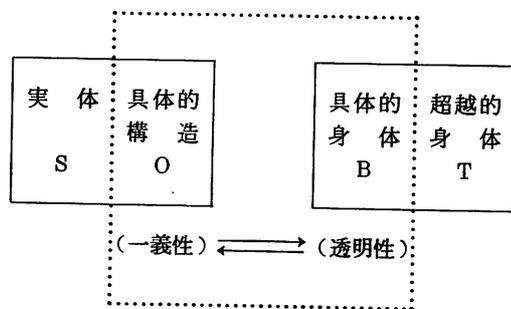


図 2

が捨象され、純粋な観察者それ自体が、対象そのものを見ているとみなされていた。

同様のことが、主観的世界の構成においても成立している。すなわち、一方の見る側においては、具体的身体B（図2）はその具体的意味連関から切りとられ、その背後に透明かつ超越的な身体Tが想定され、Tが見るという体制ができ上がる。

他方対象の側では、具体的な構造O（例えば労働者としての誰）はそのおかれている具体的関係から切りとられて、その背後に想定される実体Sと合成系をなし、実体S（例えば「個人」）の現われとみなされる。つまりOは現われとして一義的にSを表示するものとみなされる。

こうして、実際にはBがOを見ているだけであるのに、それはTがSを見ることに還元されるのである。

このプロセスは図3のようにも示しうる。

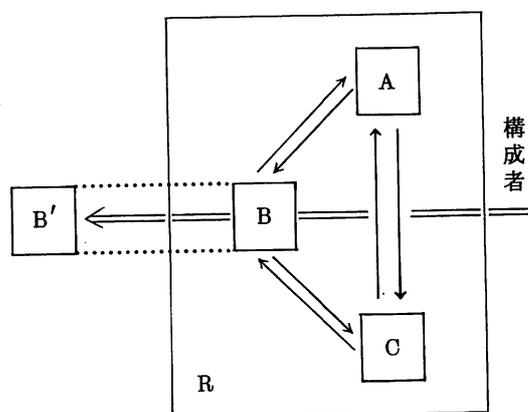


図 3

図3において、A～Cは具体的な関係Rにある対象である。いまBの背後に実体B'が想定されると、BはB'の現れであり、B'を一義的に表示するとみなされる。すなわちBのRからB'への関係付けの置換が行なわれるのである。その結果、関係Rは捨象され、B'だけを見る、とい

うことが可能になる。こうして、様々な関係の産物である対象は、能力、機能、というような量的実体に変換される。

既に述べたように、現象からの事物の構成は、つねにその外部地平を伴う。つまりさしあたっては、他の事物との関係を背景として、又は地として、浮かび上がってくるような具体的な事物を構成する。例えば図3におけるBは、A、Cとの関係という外部地平を伴っている。ところが、Bがその現れとみなされるB'はそうした具体性、すなわち外部地平による規定性をもたない。それゆえ、実体化とは外部地平の捨象であるといえる。同様の事態が、構成者の側においても進行する。こうして、具体的な主体＝身体が具体的な事物を見るということが、超越者が実体的事物を見るという事態へと変換される。注意すべきことは、身体の根源的な世界内属性のために、一度の構成によって事物を実体として見ることはできず、つねに具体的な事物を超越的な実体へ変換するという、特有の操作を必要とすることである。このような事物の構成の仕方が、超越的パースペクティブである。すなわちそれは、構成者と対象の事物の双方における具体性を捨象し、それを超越的な実体へ還元するような、構成の仕方である。

具体的なものが超越的なものへ還元される結果、逆に、具体的な対象を具体的な身体が構成しているという事実は、単に偶然的なこととみなされるようになる。

「知覚風景をその根本的前提としながら、一たん描かれた科学的描写はその前提を離れて、独り歩きできるような錯覚が生じる。つまり知覚風景をすべて消し去って、この世界の科学描写をすれば、それがいわば真の世界描写であり、知覚風景はいわばその二次的なうつつし」〔大森・沢田・山本、同上、p.149〕に過ぎないと考

えられるようになる、と大森荘蔵は述べているが、主観的世界やその事物の構成においても事情は同様である。身体は自らを特定の具体的存在者としてよりも個人（という実体）とみなすようになり、物は量的にのみ捉えられるようになる。従ってこのパースペクティブにおいては、具体的な世界のいかなる特定部分にも特に強い関心を向けない<sup>(10)</sup>のである。

#### 4-2 事物と量

次にこの超越的実体の性質について検討しよう。

第一に、それは量的なものとして捉えられる。実体化とは既に述べたように外部地平の捨象であるから、実体同士は存在論的に互いの差異＝関係において理解されることはない。それゆえ実体は質的に同一のものでなければならない。事物を量的なものとして理解するためには、何よりもこの前提が必要である<sup>(11)</sup>。それによってはじめて実体相互の比較が可能になる。

例えば土地という事物について考えると、前近代社会においては、各々の土地は固有の意味連関に組みこまれたものであり、有機的な統一<sup>(12)</sup>の部分であった。従って純粋に量的なく土地一般>という観念は存在しない。それに対して近代社会における土地は、その具体的な社会的連関 Social context においてではなく、面積、産出力などの実体的な量を示すものとして理解される。それゆえそれは、代替可能である。近代的な土地の実体性を最もよく示すものは、<sup>(13)</sup>近代的土地所有権である。近代的土地所有権は、実体的所有権〔村上 1979〕といわれるように、土地の具体的な制御関係の変換に対して、不変に保たれる。それゆえ近代的土地所有権は実体に対して成立するものである。

主体の構成についても同様である。特定の誰

かとして、他者との系の一つの項として、具体的に存在する身体は、つねに個人という超越的実体の現れとして理解される。

第一に個人は、外部地平をもたない。すなわち個人と系をなす項を見出すことはできない。個人は他の全てから独立しているのである。個人はこれから社会関係を生み出すものであり、予めそれに組みこまれてはいないとみなされている。我々はここに近代的個人の“自由”と“独立”の根拠を見出すであろう。

次に個人は相互に全く同質であるとみなされている。つまり個人は形式的に平等でなければならないのである。

これらのことは、個人という構成物が超越的な実体であることを指し示している。個人は互いに同質＝平等であるから、それを関係的な原理（例えば属性原理）で測ることはできない。それはただ業績原理のような量的基準によってのみ測り知ることができる。そのような量的基準で最も重要なものは、能力であろう。ある具体的な事柄は、様々な関係の産物であるのに、ある個人の能力を一義的に表示するものとみなされるのである<sup>(14)</sup>。

超越的パースペクティブにおいて構成される実体の均質性、量的基準は、それらの組み合わせにおける形式合理性の根拠として、<sup>(15)</sup>働く。というのは、形式合理性は事物の計算可能性を基礎としているが、計算可能性は量的な事物において最も高度に保障されるからである。

#### 4-3 客観性・形式性

超越的パースペクティブをとることは、自己の具体的な身体を捨象し、唯一の超越者として事物を見ることである。誰もが同一の見方をするのであるから、ある事物は誰にとっても同一の意味をもつ。いま客観性を観察者の変換に対

して事物の意味が不変であることと定義するならば、超越的な実体は客観性をもっている。ある対象が美しいか否かはそれを見る身体によって異なるが、対象の長さが1mあるということは誰にとっても不変である。ある身体が父であるか友人であるか同僚であるかということは構成する身体によって異なるが、ある身体が個人であるということは誰にとっても妥当するのである。このことは事物がその具体性に依存しない形式性において理解されるということである。<sup>(16)</sup>これも上に述べた形式合理性と関連している。

#### 4-4 無限性

超越的な実体は更に、無限性という性質を付与される。

前近代社会では既に述べたように、世界は境界によって限定された意味領域であって、その外側には〈何もない〉、すなわちカオスがあることになる。カオスは際限なく続くと考えられるから無限であるとも言えるが、その場合には無限に何も存在しないということであり、消極的無限の観念といわれるもの〔下村・1944 = 1979, p. 15〕となる。すなわち単に限定がないということにすぎないのである。

それに対して、近代になってはじめて成立した積極的無限の観念は、ある秩序が無限に存在すると考えるのである〔同上, p. 15〕。

だからこの場合には社会的世界はカオスに対するコスモスとみなされるのではなく、コスモスが無限化されるのである。

けれども、世界を具体的な意味の系として見る限り、それはむしろ閉じた系をなし、無限に広がるとは考えられないであろう。

それゆえ無限という観念（積極的なそれ）は、具体的なものが超越的・均質なものに還元されてはじめて可能になるのである。

無限性には、内包的無限性と外延的無限性が考えられる〔竹内 1979, p. 166〕。例えば、時間は一方でどこまでも細かく分割でき、他方で無限の長さをもつものとみなされる。

近代的な時間と空間の観念が無限性（内包的・外延的）を備えていることは、いうまでもない。同様に、個人には無限の行為能力が付与されている。前近代社会における身体の行為能力が、伝統によって極めて限定されていたのに対し、個人の行為にはそうした制限は原則上ないのである。それに対応して行為の対象も、無限の行為に対応しうる。<sup>(17)</sup>

#### 4-5 直和性

具体的な事物が実体に還元される場合、それは必ずいずれかの実体の現れとみなされなくてはならない。実体というものが関係によって規定されるものでない以上、このことは明らかである。言い換えると、具体的な事物を要素とする集合が与えられたとき、その要素はいずれかの実体の現れとして直和的に分割されるのである。重なり合いということは許されない。このような構造を事物の直和性といおう。

主体についてみると、具体的な全ての行為はいずれかの個人の行為へと直和的に分割される。それゆえ、ある個人の行為であると同時に他の個人の行為でもあるような具体的な行為は、存在しない。従って行為の集合は個人の行為に残りなく分割され、社会は個人の集合と理解される。<sup>(18)</sup>それは具体的な行為を社会関係の産物として理解しないということである。このことは刑法における近代責任理論に端的に示される。<sup>(19)</sup>原則上ある（犯罪）行為の責任は全面的にある個人にあり、他の個人には、ない。具体的な行為を産出した社会的関係は単に“酌量”されるにとどまる。また法人組織のような近代社会に特有の組

織形態では、その成員の行為と集合体の行為は厳密に区別される。ある行為は私人としての成員の行為であるか、集合体としての行為であるかの、いずれかである。<sup>(20)</sup>

同様に、“物”もまた直和的に分割される。例えば近代民法は原則として部分的な物の集合としての集合物や、部分としての物ということ<sup>(21)</sup>を認めない。

社会空間の直和分割は公私の区別として近代社会の核心をなしている。全体的な社会空間の部分領域（会社と家庭など）相互は厳密に区別され、その重なり合いは許されない。それゆえ会社にいる間は社員はそれ以外の何者でもありえないのである。こうした事態を可能にする要因の一つは、近代的な時間の直和性である。それによって5:00までは全面的に社員であり、5:00からは全面的にそうでないということが可能になる。

#### 4-6 自律的自由

最後に具体的な事物と超越的実体の関係について述べよう。具体的な事物は超越的実体の現れとして理解されるということは既に述べた。ではその現れ方はどのように制御されるのだろうか。

超越的実体が既に述べたように一切の外部地平を伴わないものとして構成されるものである限り、それに対して外部から何らかの秩序を割当てることはできようがない。従ってこれから必然的に、実体は外的なものによって一切拘束されず、独立に秩序を定立しうる能力が付与されなければならないことになる。これが近代的な自律的自由に他ならない。自律的自由を付与された事物が、個人である。

従って社会的な秩序は全て自律的自由に基づく主体の選択によって説明される。

自律的に自由な主体は原則的に無限の具体的な事物を産出しうるのであるから、具体的な社会関係はそのことごとくが改変可能であることになる。物理的・社会的条件を別とすれば労働者になることも、銀行家になることも、検事になることも可能である。そこにはア・プリオリ<sup>(22)</sup>な制限はないのである。

ところが注意して見るなら、こうした具体的な構造の自由さは、それが超越的実体の現れとみなしうる限りのことであることが分かる。すなわちそれらはつねに〈個人の選択〉ということによって説明され、正当化されなくてはならないのである。従ってこうした正当化が不可能であるような構造の存在は許容されない。それゆえ、超越的実体とそれに付与される自律的自由は近代社会の本拠地であって、その変更は許されないのである。言い換えると自律的自由は個人という構造をとる身体に付与される自由であるので、個人という構造は前提ないし、所与なのである。従って自律的自由の下で、身体は個人であるように強制されるのである。

#### 5. 遠近法的パースペクティブ

身体が〈世界-内-存在〉という在り方をしているものである限り、身体の具体的な在り方としての〈私〉はつねに世界によって定義される筈であろう。身体はその都度の世界においてのみ自己の存在意味——アイデンティティ——を受け取る。それは世界の変化に応じて変異せざるを得ないものである。事物がそうした〈私〉としての身体によって構成されるものである以上、事物もまたその意味をその都度の世界に応じて変化させるような、関係的定在である。

世界を地平としてそこからつねに析出されてくるような事物の具体性を端的に了解するため

には、次のようなパースペクティブが必要であろう。つまり事物の意味は世界における自己の位置によって決定されるということ、それゆえそれは世界の変化によって（すなわち自己の位置の変化によって）別様でもあり得るとみなす視角である。このような認識原理は遠近法的原理と言われる〔竹内 1979, p. 60〕<sup>(23)</sup>。

重要なことは、そうしたパースペクティブは、世界における身体の位置の可動性を前提にしているということである。しかし同時にそれは〈今・ここ〉における世界や自己を否定するのではない。むしろそれはつねに変化のための基準点となるのである。<sup>(24)</sup>

〈私〉が絶対的に固定され、所与化された〈私〉でなく、他者や世界を地平として与えられた〈私〉であることが了解されている場合には、そうした〈私〉にとっての事物もその実体的性格を剥離させて、世界地平へと投げ返されることになる。つまり事物は〈今・ここ〉における〈私〉にとって有意味なあるものであると同時に、他者たちによる通時的・共時的規定性を帯びて〈私〉に開示されるのである。

## 注

- (1) 「身体」「主観的世界」「パースペクティブ」等の用語については〔桜井 1981〕をみよ。なお本稿で考察するのは事物の純粹類型であり、実際にはそれは様々な偏差においてたち現れてくる。
- (2) (前近代の)「人はただ神話の教えに則ることによってのみ、つまり神々を模倣することによってのみ真の人間となるのである」(傍点原文)〔Eliade 1957=1969, p. 92〕なお〔Evans-Pritchard 1940=1972〕を参照。
- (3) Weberは同様のことを前近代的な〈身分契約〉について述べている。身分契約とは「総体的な地位と社会的な行動様式とを変更すること」であり

「ひとが従来とは質的に別のものに『なる』ということ」〔Weber 1922=1974, p. 122〕である。

- (4) それゆえBergerたちのように〔Berger=Berger=Kellner 1973=1977, p. 226〕, 近代化を「個人の解放」と理解してはならない。個人は解放されたのではなく、近代になってはじめて出現したのである。
- (5) 連帯責任の考え方は、このことに基く。〔平松 1976〕, 〔Weber 同上〕をみよ。
- (6) この上にはGewere的土地所有の体系が成立する。この物の規定は、後述の近代的な物の規定と対立する。
- (7) 〔Eliade 同上〕, 〔Weber 1923=1955〕をみよ。
- (8) 〔Eliade 1949=1963〕, 〔Levi-Strauss 1962=1976〕をみよ。
- (9) 〔Popper 1963=1980〕, とくに8章をみよ。
- (10) 「法則というものは、現象の観測者の位置に、いいかえれば人間の占めている位置と無関係な形で表現されねばならないということの意味している。すなわち特定の観測者にとって現われる形ではなく、宇宙のどこにいる観測者にも共通に理解されるような形で、法則が記述されねばならないということになる。」〔竹内 1979, p. 136〕
- (11) 他にもいくつかの前提が要るが、ここでは略す。〔竹内 1971, 7ff〕, 〔竹内 1979, 140ff〕をみよ。量概念は近代社会においてはじめて完成した。
- (12) それゆえ所有者、使用法の変換も任意にはなしえない。〔笠松 1979〕, 〔Bohannan 1960=1967〕, 〔Mbiti 1969=1970〕, 〔Evans-Pritchard 同上〕をみよ。
- (13) 但しここでは水本〔1974〕らのいわゆる近代的土地所有権論には触れない。
- (14) その他に、近代的な時間と空間も、超越的実体である。それらは以前、それらの方向に対して

付与されていた具体的意味を全く超越した、純粋に量的かつ均質なものである。

(15) 周知のように Lukacs [1923=1968]は量化・抽象化を近代社会における物象化と捉えた。彼はその形式合理性に注目した。

(16) 例えば近代法の形式性(法の下での平等), 社会的交換と対比しての経済的交換の形式性など。

(17) 近代的所有権の全面性は, 物についてこのことを保障する。

(18) ここからいわゆる Hobbs 問題が生ずる。

(19) [ 荘子 1969 ] をみよ。

(20) 前近代社会の集合体では, ある行為は成員の行為であると同時に, 集合体の行為でもある。

[ Weber 1922=1974 ] をみよ。

(21) [ 川島 1949 ]。この前提の下に, 一物一権主義や近代的所有権が生ずる。

(22) 法の領域では「実定法」という思考がこれに

当たる。

(23) これに近い発想は Deleuze=Guattari [1976=1977] の「リゾーム」, 市川 [1975] の「脱中心化」, Alexander [1966=1967] の「セミ・ラティス」などにみられる。これらを発展させることはおそらく「スターリン以後」的課題の一つである。

(24) このことと関連して, かつては公民権運動, 人権運動等, 要するに市民あるいは個人の自由に基づいて行なわれていた女性・障害者・部落・黒人等の解放運動が, 今や世界における自己の位置にこだわりつつあることに注意すべきである。

(\*) 本稿は東京大学大学院社会学研究科修士論文(1980年度)「社会的世界の存立構造—現象学的社会学の視角」の一部の要約である。

## 文献

- Alexander, C. 1966 "A City is not a Tree", Design Feb. -1966=1967 押野見邦英訳, 「都市はツリーではない」, 『デザイン』1967・7/8月号
- Berger, P., B. Berger & H. Kellner, 1973 The Homeless Mind, Modernization and Consciousness, Random House=1977 高山真知子・他訳, 『故郷喪失者たち』, 新曜社。
- Bohannon, P. 1960 "Africa's land", The Centennial Review N-4: in Dalton, G. (ed.) Tribal and Peasant Economies, 1967, University of Texas Press.
- Deleuze, G. & F. Guattari 1976 Rhizome Introduction, Minuit=1977 豊崎光一訳『リゾーム』『エビステーメー』臨時増刊号
- Eliade, M. 1949 Le Mythe de l'éternel retour: archétypes et répétition, Gallimard, =1963 堀一郎訳, 『永遠回帰の神話 祖型と反復』, 未来社。
- 1957 Das Heilige und das Profane: Vom Wesen des Religiösen, Rowohlt, =1969 風間敏夫訳, 『聖と俗』, 法政大学出版局。
- 1958 Birth and Rebirth, Harper and Brothers. =1971 堀一郎訳, 『生と再生』, 東京大学出版会。
- Evans-Pritchard, E. E. 1940 The Nuer, Oxford Univ. Press. =1978 向井元子訳, 『ヌア一族』, 岩波書店。
- 平松義郎 1976 「近世法」, 『岩波講座 日本歴史』11:

- 市川 浩 1975 『精神としての身体』, 勁草書房.  
 ——— 1978 「〈身〉の構造」, 『講座・現代の哲学・人称的世界』, 弘文堂.
- 笠松宏至 1979 『日本中世法史論』, 東京大学出版会.
- 川島武宜 1949 『所有権法の理論』, 岩波書店.
- Lévi-Strauss, C. 1962 La pensée sauvage, Plon, =1976 大橋保夫訳, 『野生の思考』, みすず書房.
- Lukacs, G. 1923 Geschichte und Klassenbewusstsein, =1968 城塚登・古田光訳, 『歴史と階級意識』, 白水社.
- Mbiti, J. S. 1969 African Religions and Philosophy, Heinemann Educational Books. =1970 大森六吉訳, 『アフリカの宗教と哲学』, 法政大学出版局.
- 水本 浩 1974 『土地問題と所有権』, 有斐閣.
- 村上 一 1979 『近代法の形成』, 岩波書店.
- 大森荘蔵・沢田允茂・山本 信 (eds.) 1969 『科学の基礎』, 東京大学出版会.
- Popper, K. R. 1963 Conjectures and Refutations, The Growth of Scientific Knowledge, Routledge, =1980 藤本・他訳『推測と反駁』, 法政大学出版局.
- 桜井 洋 1981 「現象学的社会学への一視角」『ソシオロギス』5号
- 下村寅太郎 1944 『無限論の形成と構造』, →1979 みすず書房.
- 荘子邦雄 1969 『刑法総論(現代法律学全集 25)』, 青林書院新社.
- 竹内 啓 1971 『社会科学における数と量』, 東京大学出版会.  
 ——— 1979 『近代合理主義の光と影』, 新曜社.
- Weber, M. 1922 Wirtschaft und Gesellschaft, Mohr. =1974 世良晃志郎訳, 『法社会学』, 創文社.  
 ——— 1923 Wirtschaftsgeschichte: Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, aus den nachgelassenen Vorlesungen, =1955 黒正敏・青山秀夫訳, 『一般社会経済史要論』, (下巻) 岩波書店.

(さくらい ひろし)